

平成 18 年 5 月 25 日

各 位

会社名 住友石炭鉱業株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤崎 勝弘
コード番号 1503
東京、大阪、 各一部
問合せ先 取締役総務部長 谷口 信一
(TEL. 03-5733-9901)

新株予約権発行に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 25 日開催の取締役会において、下記のとおり、資本構成の再編を図るため、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、第三者割当により新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を取締役に委任することを平成 18 年 6 月 29 日開催予定の当社第 114 期定時株主総会に付議することを決議致しましたので、お知らせ致します。

記

・新株予約権発行の目的

当社は平成 14 年 9 月に主力銀行である株式会社三井住友銀行をはじめとした取引金融機関より金融支援を得、また、人員削減や関係会社整理を強力に進めたことにより、安定した収益基盤を確立し、財務内容の大幅な改善を実行して参りました。そこで、これまでの「資産リストラ」に続き、できるだけ早期に優先株式を取得し、消却することが下記記載の将来の株式の希薄化を抑え、株主価値の向上に資すると判断し、優先株式の取得及び消却を可能とするような財務的措置を講ずる方針をとることとしました。なお、この方針については優先株主である株式会社三井住友銀行からご理解を頂いております。具体的な施策が決定され次第、お知らせ致します。

・当社資本構成の現状

当社の平成 18 年 3 月末時点における発行済普通株式総数は約 174 百万株であるところ、発行済の第一回第二種優先株式と第一回第三種優先株式のすべてが平成 18 年 5 月 25 日現在の転換価額(60 円)で転換されますと 250 百万株(第一回第二種優先株式分 42 百万株、第一回第三種優先株式分 208 百万株)近く普通株式が増加し、発行済普通株式総数は 424 百万株と現状の 2.4 倍強になります。この発行済普通株式総数の増加による大幅な株式の希薄化を回避するためには、消却原資を積み上げた上で優先株式を取得し、消却すべきところ、当該優先株式の転換請求期間開始が平成 19 年 9 月(第一回第二種優先株式については、第 115 期事業年度の末日(平成 19 年 3 月 31 日)にも転換請求可能。)となっており、早急な対応が必要となっております。このため、早期の優先株式の取得、消却に向けて資本を充実させるべく一定の財務的措置を講ずることが適切と判断し、本新株予約権の発行を定時株主総会に付議することと致しました。

・資本調達スキームの骨子

新株予約権をゴールドマン・サックス証券会社東京支店を割当先として発行し、これが

行使されることによる資本調達を行う予定です。本新株予約権が全て行使された場合、調達金額総額は約 150 億円となります。

本新株予約権の目的である当社普通株式の数は、当社普通株式の発行済株式総数に鑑みると大規模なものになっており、かかる大規模な発行による株式の希薄化の影響、当社普通株式の需給関係の変化等を完全に反映した新株予約権の理論的な価値の正確な算定は困難であります。このため新株予約権発行の有利性の判断を株主の皆様にご依頼するために、株主総会の特別決議によりご承認頂くことをお願いすることとしました。

・新株予約権に関する当社普通株式の貸借について

本新株予約権の割当予定先であるゴールドマン・サックス証券会社東京支店は、本新株予約権に関して、本新株予約権の権利行使の結果取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行なう当社普通株式の売付け等以外の空売りを目的として、当社普通株式の借株を行わないことになっております。

・新株予約権の発行要項

A. 第 1 回新株予約権

1. 本新株予約権の名称 住友石炭鉱業株式会社第 1 回新株予約権（以下 A において「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の発行総額 金 54,000,000 円
（払込金額の総額）
3. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、10,000,000 円を行使価額（以下に定義する。）で除した数とし、1 株未満の端数は切り捨てる（以下 A において「割当株式数」という。）本新株予約権の目的である株式の総数は、割当株式数に本新株予約権の総数を乗じた数とする。
4. 本新株予約権の総数 300 個
5. 各本新株予約権の払込金額
本新株予約権 1 個あたり金 180,000 円とする。
6. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株あたりの払込金額（以下 A において「行使価額」という。）は、当初（ ）本新株予約権の発行を決議する取締役会開催日（以下 A において「発行決議日」という。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の 115%、又は（ ）本新株予約権の割当日の翌日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、その計算は円単位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）のいずれか高い金額とする。
7. 行使価額の修正
本新株予約権の割当日後、本新株予約権の割当日の属する月の第 4 金曜日以降、行使価

額は、毎月第4金曜日（以下Aにおいて「修正日」という。）の翌取引日以降、修正日まで（当日を含む。）の5連続取引日（但し、終値のない日は除き、修正日が取引日でない場合には、修正日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下Aにおいて「時価算定期間」という。）の各取引日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。以下Aにおいて「修正日価額」という。）の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。以下Aにおいて「修正後行使価額」という。）に修正される。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が発行決議日の終値の50%（以下Aにおいて「下限行使価額」という。但し、第8項による調整を受ける。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とし、修正後行使価額が発行決議日の終値の200%（以下Aにおいて「上限行使価額」という。但し、第8項による調整を受ける。）を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。なお、時価算定期間に、第8項で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。

本新株予約権のいずれかの行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。

8. 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額を募集株式の払込金額としてその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合は、次に定める算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたりの払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行・処分株式数}}$$

また、行使価額は、当社普通株式の分割（当社普通株式の無償割当てを含む。）若しくは併合又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券、又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合等にも適宜調整される。

9. 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の割当日の翌営業日より2年間

10. 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

11. 本新株予約権の取得条項

当社は、当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の割当日以降、会社法第273条の規定に従って公告又は通知し、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個あたり金50,000円の価額で、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部を取得する場合には、当社取締役会決議に基づき、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

12. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

13. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
14. 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、当社の定める行使請求書に必要事項を記載してこれに記名捺印した上、これを行使請求期間中に第18項に定める行使請求受付場所に提出しなければならない。
 - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が第18項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
15. 株券の交付方法
- 当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後すみやかに株券を交付する。
16. 本新株予約権証券の発行
- 当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
17. 本新株予約権の払込金額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定理由
- 本新株予約権の行使価額その他本新株予約権自体の内容を考慮して、現時点における直近の株価等の諸条件を前提とした上、一般的な価額算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションおよび二項格子モデルによる本新株予約権の理論的価値の算定結果を参考として、金180,000円を本件新株予約権1個の払込額とした。但し、本新株予約権の目的である当社普通株式の数は、当社普通株式の発行済株式総数に鑑みると大規模なものになっており、かかる大規模な発行による株式の希薄化の影響、当社普通株式の需給関係の変化等を完全に反映した本新株予約権の理論的な価値の正確な算定は困難である。このため、本新株予約権発行の有利性の判断を株主の皆様にご覧いただくために、株主総会の特別決議によりご承認頂くことをお願いすることとした。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第6項(1)に記載のとおりとし、行使価額は当初、第6項(2)に記載のとおりとする。
18. 行使請求受付場所
- 住友石炭鉱業株式会社 総務部
19. 本新株予約権の払込価額の払込及び本新株予約権の行使に関する払込取扱場所
- 株式会社三井住友銀行 東京営業部
20. 本新株予約権の募集の方法
- 第三者割当の方法により、本新株予約権すべてを、ゴールドマン・サックス証券会社東京支店に割当てる。
21. その他
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記各項については、平成18年6月29日開催予定の当社第114期定時株主総会に

において「第3号議案 第三者割当による新株予約権発行の件」が承認可決されることが条件となる。

- (3) その他本新株予約権の募集事項の詳細の決定は、上記(2)記載の株主総会後に開催される当社取締役会において決定する。

B. 第2回新株予約権

1. 本新株予約権の名称 住友石炭鉱業株式会社第2回新株予約権(以下Bにおいて「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の発行総額 金48,000,000円
(払込金額の総額)
3. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、10,000,000円を行使価額(以下に定義する。)で除した数とし、1株未満の端数は切り捨てる(以下Bにおいて「割当株式数」という。)
本新株予約権の目的である株式の総数は、割当株式数に本新株予約権の総数を乗じた数とする。
4. 本新株予約権の総数 1,200個
5. 各本新株予約権の払込金額
本新株予約権1個あたり金40,000円とする。
6. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの払込金額(以下Bにおいて「行使価額」という。)は、当初()本新株予約権の発行を決議する取締役会開催日(以下Bにおいて「発行決議日」という。)の東京証券取引所における終値の130%、又は()本新株予約権の割当日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、その計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)のいずれか高い金額とする。
7. 行使価額の修正
本新株予約権の割当日後、本新株予約権の割当日の属する月の第4金曜日及び本新株予約権の割当日の属する月の翌月の第4金曜日以降の毎月第4金曜日(以下Bにおいてそれぞれ「修正日」という。)の翌取引日以降、修正日まで(当日を含む。)の5連続取引日(但し、終値のない日は除き、修正日が取引日でない場合には、修正日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下Bにおいてそれぞれ「時価算定期間」という。)の各取引日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。以下Bにおいて「修正日価額」という。)の110%(本新株予約権の割当日の属する月の第4金曜日が修正日である場合)又は90%(本新株予約権の割当日の属する月の翌月の第4金曜日以降の毎月第4金曜日が修正日である場合)に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。以下Bにおいてそれぞれ「修正後行使価額」という。)に修正される。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が発行決議日の終値の50%(以下Bにおいて「下限行使価額」という。但し、第8項による調整を受ける。)を下回る場合

には、修正後行使価額は下限行使価額とし、修正後行使価額が発行決議日の終値の 200%（以下 B において「上限行使価額」という。但し、第 8 項による調整を受ける。）を上回る場合には、修正後行使価額は上限行使価額とする。なお、時価算定期間内に、第 8 項で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。

本新株予約権のいずれかの行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。

8. 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額を募集株式の払込金額としてその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合は、次に定める算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたりの払込価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行・処分株式数}}$$

また、行使価額は、当社普通株式の分割（当社普通株式の無償割当てを含む。）若しくは併合又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券、又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合等にも適宜調整される。

9. 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の割当日の翌営業日より 2 年間

10. 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

11. 本新株予約権の取得条項

当社は、当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の割当日以降、会社法第 273 条の規定に従って公告又は通知し、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個あたり金 10,000 円の価額で、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部を取得する場合には、当社取締役会決議に基づき、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

12. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

13. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

14. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、当社の定める行使請求書に必要事項を記

載してこれに記名捺印した上、これを行使請求期間中に第 18 項に定める行使請求受付場所に提出しなければならない。

- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて第 19 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が第 18 項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

15. 株券の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後すみやかに株券を交付する。

16. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

17. 本新株予約権の払込金額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権自体の内容を考慮して、現時点における直近の株価等の諸条件を前提とした上、一般的な価額算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションおよび二項格子モデルによる本新株予約権の理論的価値の算定結果を参考として、金 40,000 円を本件新株予約権 1 個の払込額とした。但し、本新株予約権の目的である当社普通株式の数は、当社普通株式の発行済株式総数に鑑みると大規模なものになっており、かかる大規模な発行による株式の希薄化の影響、当社普通株式の需給関係の変化等を完全に反映した本新株予約権の理論的な価値の正確な算定は困難である。このため、本新株予約権発行の有利性の判断を株主の皆様にご覧いただくために、株主総会の特別決議によりご承認頂くことをお願いすることとした。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 6 項(1)に記載のとおりとし、行使価額は当初、第 6 項(2)に記載のとおりとする。

18. 行使請求受付場所

住友石炭鉱業株式会社 総務部

19. 本新株予約権の払込価額の払込及び本新株予約権の行使に関する払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 東京営業部

20. 本新株予約権の募集の方法

第三者割当の方法により、本新株予約権すべてを、ゴールドマン・サックス証券会社東京支店に割当てる。

21. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の当社第 114 期定時株主総会において「第 3 号議案 第三者割当による新株予約権発行の件」が承認可決されることが条件となる。
- (3) その他本新株予約権の募集事項の詳細の決定は、上記(2)記載の株主総会後に開催される当社取締役会において決定する。

以上

【ご参考】

1. 資金の用途等

資金の用途

本新株予約権の発行及び行使により調達する資金は、預金等で運用し、将来の優先株式の取得、消却に備える予定です。

業績に与える見通し

今回の新株予約権発行による修正はございません。

2. 株主への利益配分等

利益配当に関する基本方針

当社は、株主への利益還元を重要な経営政策として位置付けております。利益配分については当期業績並びに長期的な利益計画を総合的に勘案し配当を実施することを基本方針としております。

配当決定に当たっての考え方

現状では、資本構成の再編を優先しているため、誠に遺憾ながら無配とさせて頂いております。一日も早い配当の復活に向けて最大限の努力を行なって参ります。

3. 割当予定先の概要

割当予定先の名称又は名称		ゴールドマン・サックス証券会社東京支店
割当新株予約権数		計1,500個
払込金額		102,000,000円
割当予定 先の内容	住所	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー
	代表者の氏名	社長 持田 昌典 社長 トーマス・K・モンタゲ
	資本の額	700億円
	事業の内容	証券業
	大株主及び持株比率	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク 100%
当社との 関係	出資 関係	当社が保有している 割当予定先の株式の数 該当事項はありません
	関係	割当予定先が保有して いる当社普通株式の数 66,500株
	取引関係	該当事項はありません
	人事関係	該当事項はありません

(注) 資本の額及び出資関係欄は、平成18年4月28日(金)現在のものであります。

4.過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
始値	38	111	159	245
高値	118	210	320	253
安値	37	95	121	182
終値	111	159	246	193

(注) 1.高値・安値は、東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

2.平成19年3月期の株価は、平成18年5月24日現在で表示しております。

以 上